

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所
研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和5年4月1日 策定

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所（以下「研究所」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づいて、研究所におけるすべての研究費を適正に管理し、不正使用を防止するために、以下のとおり取り組むものとする。

（責任体系の明確化）

- 1 不正使用防止に関する責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を研究所内外に公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理・運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた予算執行管理・運営体制を整備する。

（研究費の適正な運営・管理）

- 4 適切な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

（情報発信・共有化の推進）

- 5 研究費の使用ルール等が適切に共有・理解される体制を構築する。

（モニタリング）

- 6 研究費の不正使用を発生させないために、研究所全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。